㈡　六月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。（法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係）

三　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正関係

1　特定任期付職員に適用する俸給表の一号俸及び二号俸の俸給月額を改定することとした。（第七条第一項関係）

2　期末手当の改定

㈠　一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。（法第五条の規定による改正後の第八条第二項関係）

㈡　六月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。（法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係）

四　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の2㈢、二の2㈡及び三の2㈡は平成三〇年四月一日から施行し、一の1並びに2㈠及び㈡、二の1並びに2㈠並びに三の1並びに2㈠は平成二九年四月一日から適用することとした。

◇特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第七八号）（内閣官房）

1　俸給月額の改定

秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこととした。（別表第三関係）

2　期末手当の改定

㈠　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七五に引き上げることとした。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

㈡　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一五七・五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七二・五に引き下げることとした。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2㈡は平成三〇年四月一日から施行し、1及び2㈠は平成二九年四月一日から適用することとした。

◇国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（法律第七九号）（内閣官房）

1　退職手当について、国家公務員退職手当法（昭和二八年法律第一八二号）本則の規定により計算した基本額に乗じる調整率を一〇〇分の八七から一〇〇分の八三・七に引き下げることとした。（国家公務員退職手当法附則第二一項及び昭和四八年法律第三〇号附則第五項関係）

2　退職日の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者等の調整額について、当分の間、基本額の一〇〇分の八に相当する額を、一〇〇分の八・三に相当する額とすることとした。（国家公務員退職手当法附則第二六項関係）

3　この法律は、平成三〇年一月一日から施行することとした。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八〇号）（国会）

1　国会議員の秘書の給料月額を改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　平成二九年一二月期の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第一条の規定による改正後の第一五条関係）

3　平成三〇年度以後の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第二条の規定による改正後の第一五条関係）

4　この法律は、公布の日から施行し、1及び2については、平成二九年四月一日から適用することとした。ただし、3については、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇競馬法の一部を改正する法律（法律第八一号）（農林水産省）

1　地方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措置の延長（附則第八条関係）

㈠　地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務等に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り入れることができる措置の期限を五年間延長することとした。

㈡　地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務、競走馬生産振興業務等に必要な経費の財源に充てるため、日本中央競馬会が特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を地方競馬全国協会に交付する措置の期限を五年間延長することとした。

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八二号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うこととした。（別表関係）

2　報酬月額の改定は、平成二九年四月一日に遡って行うこととした。

◇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八三号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（別表関係）

2　俸給月額の改定は、平成二九年四月一日に遡って行うこととした。

◇旅館業法の一部を改正する法律（法律第八四号）（厚生労働省）

1　ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とすることとした。（第二条関係）

2　都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において3による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、無許可営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第七条第二項関係）

3　都道府県知事は、旅館業法に違反して旅館業が営まれている場合であって、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、無許可営業者に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第七条の二第三項関係）

4　無許可営業者等に対する罰金の上限額を三万円から一〇〇万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を二万円から五〇万円に引き上げることとした。（第一〇条及び第一一条関係）

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第八五号）（厚生労働省）

1　給付金の支給の請求の期限を、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすることとした。（第五条関係）

㈠　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の施行の日（平成二〇年一月一六日）から起算して一五年を経過する日

㈡　損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を経過日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八六号）（防衛省）

1　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一、別表第二、第二四条の二第二項、第二五条第二項及び第二五条の二第二項関係）